

第32回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和5年2月20日（金）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和5年2月20日（月）午前10時00分から午前11時50分
2. 開催場所 壬生町役場 大会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏雄 4番 大関 孝男
6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員
青木幸一推進委員 木野内佳代子推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第6 議案第5号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について
日程第7 報告第1号 非農地証明願の件について
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第9 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
日程第10 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について
日程第11 報告第5号 租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受ける、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いの件について
日程第12 報告第6号 旧農地法施行令第15条の2の規定による転用貸付に係る意見書の件について
その他 事務連絡
閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中貴子、 副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、 主任 齋藤純一
主事 松本ひなた

7. 会議の概要

令和5年2月20日（月）【午前10時00分開会】

●局長 では、定刻になりましたので、第32回壬生町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は10名になります。また、青木幸一推進委員、木野内佳代子推進委員にも出席をいただいております。総会の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 みなさん改めましておはようございます。農業委員会におきましても、農業委員、推進委員の改選に向けまして、3地区で説明会が終わりました。どこの会場もいっぱいになるほどの関係者においでいただきまして、特に女性の皆様には、三つの会場に来ていただいて、本当に熱心に話を聞いていただきました。このような状況の中、多分7月の改選は、女性委員さんができるのかなと思えます。私たちも半年を切りましたが、農業新聞の研修が2月27日、その後、親睦旅行が3月27日～29日と行われる状況でございます。残り半年を切った状況の中で、精一杯農業委員会のために活動していただきたいと思えます。

今日は案件が多いので、是非皆様のご協力をいただきながら進めていきたいと思えますので、よろしく願いまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、7番 琴寄 成人 委員、8番 清水 利通 委員をお願いいた

します。なお、本日の会議書記には、事務局職員の宇賀神係長を指名いたします。

○議長　それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いいたします。

●局長　記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

1月25日(水)食育推進委員会が役場特別会議室で行われ、早乙女誠農業委員が出席いたしました。

1月30日(月)県常設審議委員会が、宇都宮市のニューみくらで行われ、梁島源智会長、宇賀神尚係長が出席いたしました。

2月8日(水)農業委員、農地利用最適化推進委員の推薦・募集に伴う説明会が、稲葉地区公民館で行われ、梁島源智会長、篠原正明職務代理、琴寄成人農業委員、高橋敏男農業委員、木野内佳代子推進委員、鈴木良一推進委員、事務局より、増山士郎産業生活部長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任、松本ひなた主事と私が出席いたしました。

2月9日(木)市町農業委員会会長、事務局長会議が、宇都宮市のニューイタヤで行われ、梁島源智会長と私が出席いたしました。

2月10日(金)農業委員、農地利用最適化推進委員の推薦・募集に伴う説明会が、南犬飼地区公民館で行われ、梁島源智会長、刀川正己農業委員、大関孝男農業委員、木野内佳代子推進委員、廣澤薫推進委員、臼井正敏推進委員、刀川利夫推進委員、清水正美推進委員、事務局より、増山士郎産業生活部長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任、松本ひなた主事と私が出席いたしました。

2月13日(月)農業委員、農地利用最適化推進委員の推薦・募集に伴う説明会が、役場大会議室で行われ、梁島源智会長、大橋好一農業委員、清水利通農業委員、早乙女誠農業委員、鈴木進吉推進委員、戸崎浅一推進委員、木野内佳代子推進委員、事務局より、増山士郎産業生活部長、大橋由孝農政課長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任、松本ひなた主事と私が出席いたしました。

2月15日（水）農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が役場104会議室と現地で行われ、刀川正己農業委員、大橋好一農業委員、高橋敏男農業委員、青木幸一推進委員、木野内佳代子推進委員、事務局より宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

同じく2月15日（水）農業振興地域整備計画変更に関する現地調査委員会が役場104会議室と現地で行われ、梁島源智会長、篠原正明職務代理、大橋好一農業委員、琴寄成人農業委員、大関孝男農業委員、事務局より宇賀神尚係長、齋藤純一主任、農政課より、植木克彦係長、沼子真弥主任と私が出席いたしました。

以上になります。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございませんか。

（発言なし）

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案書3ページからの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」ご説明いたします。2月3日金曜日締め切りの時点で、13件の申請がございました。議案に従いまして、第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人	_____（台坪）	自作地	111㌥	借受地	47㌥
譲受人	_____（三好町）	自作地	431㌥	借受地	48㌥

（土地の表示）

壬生町大字壬生甲字_____ 田 161㎡
 売買による所有権移転 _____円/10a 稼働2人

第2項

譲渡人 _____ (旭町) 自作地41㌥
 譲受人 _____ (旭町) 自作地30㌥ 借受地17㌥

(土地の表示)

壬生町大字藤井字_____ 田 938㎡
 売買による所有権移転 _____円 稼働2人

第3項

譲渡人 _____ (原宿) 自作地179㌥ 借受地98㌥
 譲受人 持分2分の1 _____ (原宿)
 持分2分の1 _____ (原宿)
 自作地179㌥ 借受地98㌥

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字_____	田	1853㎡
壬生町大字壬生甲字_____	田	1639㎡
壬生町大字藤井字_____	畑	2576㎡
壬生町大字藤井字_____	畑	434㎡
壬生町大字藤井字_____	畑	750㎡
壬生町大字藤井字_____	畑	689㎡
壬生町大字藤井字_____	畑	723㎡
壬生町大字藤井字_____	畑	1002㎡
壬生町大字藤井字_____	畑	466㎡
壬生町大字藤井字_____	畑	1170㎡
壬生町大字藤井字_____	畑	713㎡
	合計	12015㎡

贈与による所有権移転 稼働2人

第4項

譲渡人 _____ (安塚一) 自作地290㌥ 借受地5㌥
 譲受人 _____ (安塚一) 自作地307㌥ 貸付地69㌥

(土地の表示)

壬生町大字安塚字_____ 畑 439㎡
 売買による所有権移転 _____円 稼働3人

第5項

譲渡人 _____ (安塚一) 自作地 65㌥
譲受人 _____ (安塚一) 自作地 307㌥ 貸付地 69㌥

(土地の表示)

壬生町大字安塚字 _____ 畑 628㎡
売買による所有権移転 _____円 稼働3人

第6項

譲渡人 _____ (栃木市) 自作地 38㌥
譲受人 _____ (中表町) 自作地 294㌥ 借受地 991㌥

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字 _____ 田 971㎡
壬生町大字壬生乙字 _____ 田 971㎡
壬生町大字壬生乙字 _____ 田 485㎡
壬生町大字壬生乙字 _____ 田 485㎡
合計 2912㎡
売買による所有権移転 _____円/10a
_____円/10a 稼働3人

第7項

譲渡人 _____ (栃木市) 自作地 38㌥
譲受人 _____ (今井) 自作地 94㌥ 借受地 453㌥

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字 _____ 田 971㎡
売買による所有権移転 _____円/10a 稼働1人

第8項

賃貸人 _____ (助谷原) 自作地 96㌥ 借受地 9㌥
賃借人 _____ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字 _____ 畑 4000㎡
区分地上権の設定 3年間

第9項

賃貸人 _____ (助谷原) 自作地 96㌥ 借受地 9㌥

賃借人 _____ (茨城県)

自作地 238 ㎡

(土地の表示)

壬生町大字助谷字 _____ 畑 4000 ㎡

賃借権の設定 3年間 稼働3人

第10項

賃貸人 _____ (鹿沼市) 自作地 54 ㎡

賃借人 _____ (茨城県)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字 _____ 畑 894 ㎡

地上権の設定 3年間

第11項

賃貸人 _____ (鹿沼市) 自作地 54 ㎡

賃借人 _____ (茨城県)

自作地 238 ㎡

(土地の表示)

壬生町大字助谷字 _____ 畑 894 ㎡

賃借権の設定 3年間 稼働3人

第12項

賃貸人 _____ (鹿沼市) 自作地 54 ㎡

賃借人 _____ (埼玉県)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字 _____ 畑 894 ㎡

地上権の設定 3年間

第13項

賃貸人 _____ (鹿沼市) 自作地 54 ㎡

賃借人 _____ (茨城県)

自作地 238 ㎡

(土地の表示)

壬生町大字助谷字 _____ 畑 894 ㎡

賃借権の設定 3年間 稼働3人

以上第1項から第13項の案件につきまして、第8項、第10項、第12項

につきましては地上権設定の3条許可となりますので除きますが、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

農地法3条規定の1項案件について説明いたします。この1項案件は先月の1月15日に現地確認した農地になります。前回の総会にかかったところですが、2月15日 1時30分より高橋敏男農業委員、地区担当の鈴木進吉推進委員、譲受人の_____さんと私で現地確認をまいりました。現地は譲渡人____さんの話では、譲受人の____さんが近隣一体を借りているのですが、この土地も併せて一体化にするために今回の申請に至りました、チェック項目に関しても7項目全て問題がなかったことを報告いたします。審議をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第2項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員 (2項の現地調査の結果並びに補足説明)

それでは第2項案件についてご説明いたします。

去る2月12日に譲受人である_____さんの母_____さんの立会いのもと、大関孝男農業委員、戸崎浅一推進委員とともに現地を調査いたしました。各チェック項目に従って確認いたしましたが、いずれも問題を生ずるおそれはなく地域との調和を満たしておりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

引き続き3項案件についてご説明いたします。この3項案件は同じく2月15日 午後2時より高橋敏男農業委員、地区担当の鈴木進吉推進委員、譲受人の_____さんと私で現地調査をしてみました。

譲渡人、譲受人は親子関係にあたります。チェック項目に関しても問題がなかったことをご報告申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それでは第3項案件について、質疑に入ります。

ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 高橋 宏治 委員

●6番 高橋 宏治 委員
4項、5項の報告は一緒によろしいか。隣地で同じ方が譲受人なのですが。報告だけ一緒にさせてもらってもよろしいですか。

○議長 別々に報告してください。

●6番 高橋 宏治 委員 (4項の現地調査の結果並びに補足説明)

4項の案件について、去る2月15日に譲受人の_____氏立会いのもと、篠原農業委員、中川推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地調査をいたしましたことを報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について、確認しましたがいずれも問題を生ずる恐れが無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第5項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 高橋 宏治 委員

○6番 高橋 宏治 委員 (5項の現地調査の結果並びに補足説明)

第5項案件について、去る2月15日に、譲受人の_____氏立会いのもと、農業委員の篠原氏、推進委員の中川とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたことを報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について、確認しましたがいずれも問題を生ずる恐れが無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第6項案件を議題といたします。
なお、本案件には、早乙女誠委員が譲受人となる事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により、議事参与が制限されますので、早乙女誠

委員には退席をお願いいたします。

(早乙女誠委員 退席)

○議長 改めまして、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 清水 利通 委員

●8番 清水 利通 委員 (6項の現地調査の結果並びに補足説明)

6項案件について、去る2月11日、譲受人 早乙女 誠氏立会いのもと、高橋宏治委員、星川 旭推進委員と私で現地調査を行いました。周辺地域との関係について確認いたしましたが、いずれもチェックシートに従った内容について各項目とも問題がなく、地域との調和要件を満たしておりましたのでご報告させていただきます。

○議長 ありがとうございます。それでは第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員
これは地番からいうと、砂利を取ったところですか。

●8番 清水 利通 委員
砂利を取ったところですよ。

●7番 琴寄 成人 委員
取ったところ。値段からしてもそうですね。

○議長 他にございませんか。
それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は原案のとおり決定いたしました。
早乙女委員は席にお戻りください。

(早乙女 誠委員 着席)

○議長 次に、第7項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並び
に補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 清水 利通 委員

●8番 清水 利通 委員 (7項の現地調査の結果並びに補足説明)

引き続き7項案件について、去る2月11日 譲受人_____氏立会い
のもと、高橋宏治委員、星川旭推進委員と私で現地調査を行い、周辺地域との関
係について確認いたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従いま
して各項目について確認いたしました。が、いずれも問題を生ずる恐れはなく、
地域との調和要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは第7項案件について質疑に入ります。た
だいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項につ
いて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第8項案件を議題といたします。地上権の設定ですので、説明なしで審
議に入ります。

●6番 高橋 宏治 委員

8項案件と、5条の6号案件は一括審議をしなければならないのではないかと
思いますがいかがでしょうか。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

5条案件の営農型太陽光発電設備の設置に伴う、区分地上権設定になります。

●6番 高橋 宏治 委員

議案第2号案件の6項と、どちらかだけ採決があるというのは、ありえないので、議案第1号第8項と、議案第2号第6項は一括でないと審議としてまずいのではないのでしょうか。

太陽光の部分と足の部分を別々に審議をして、太陽光の部分だけか、足の部分だけ否決というのはあり得ないです。その逆もないと思います。これは一括審議が必要な案件だと思います。

●事務局 宇賀神農地調整係長

内容的には一括審議のものなのですが、先月、別々で審議してしまっていたので、今月は一括でという形ですと一貫性がなくなります。

●6番 高橋 宏治 委員

一括がよろしいし、一括であるべきだと思います。太陽光のパネルの部分と足の部分なので。

●事務局 宇賀神農地調整係長

そうすると、あくまで主となる申請は5条の方になりますので、5条の審議の時に地上権の設定に関しても、併せて一括で審議をするという形がよろしいですか。

●6番 高橋 宏治 委員

はい、そうだと思います。いかがですか。

○議長 みなさんどうですか。

●2番 大橋 好一 委員

完全に密着しているというか、関係性が強いものであれば、審議する方も、5条か3条かという中で、5条の中で審議する、という事もこれから出てくると思うのですが。ここで方向性をはっきりさせて、事務局でもやりづらと思うので、5条なら5条で、地上権の方も含めて審議するという形で持って行った方がわかりやすいと思います。どうですか。みなさん。

●6番 高橋 宏治 委員
おっしゃるように太陽光パネルと足なので、パネルだけ許可が出て、足だけ許可が出ない、許可しない、ということはないです。

●1番 刀川 正己 委員
確かにダブってはいますね。

●8番 清水 利通 委員
関連性があるってことだよな。

○議長 どうですか。今回だけは、このままで。次からは太陽光パネルと足の部分を一緒に審議するという事で、今回だけは別々に審議したいと思います。

○議長 他にございませんか。
それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第9項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員(9項の現地調査の結果並びに補足説明)

9項案件について報告します。去る2月15日に、私と琴寄農業委員、清水正美推進委員と_____で立会いをいたしました。チェックシートに従いまして現地確認しましたが、問題を生じることはなく、また周辺地域にも影響を及ぼすことが無いことを確認しましたので、ご審議お願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは第9項案件について質疑に入ります。た

だいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員

この代表取締役の____さんは4か所に住所を持っているのですか。東京、埼玉、茨城で2か所

●1番 刀川 正己 委員

なんか、申請の場所は1か所にまとまっているのですが、賃借人が1社で請け負ってしまうとまずいらしいです。事務局で説明してもらえますか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

____さんは会社を4つ、_____と_____と_____と_____の、それぞれ会社を保持して、営農型太陽光発電の都合になるのですが、経済産業省の許可が1筆に当たり1事業者でないと、許可が出ないようなのです。つまり同じ業者で数筆に設備を設置できない基準があります。以前はできたらしいのですが、今回の設備を設置するにあたっての許可は、比較的最近であり、国の基準で1筆1業者であるため、_____に関してはそれぞれの子会社で設備を設置するという形をとっております。子会社を持っていないところは、数筆にわたる設備の設置は難しいところがあります。

●1番 刀川 正己 委員

これは営農型に限らずという事ですか。

●事務局 齋藤主任

営農型に限らず、再生可能エネルギー、太陽光以外でも事業者は1筆1業者になるという事です。

○議長 他にありませんか。

それでは採決いたします。議案第1号第9項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第9号は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第10項案件を議題といたします。第10項案件について発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第10項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第10項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第11項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員 (11項の現地調査の結果並びに補足説明)

第11項案件について説明いたします。日にちは同じ2月15日に、私と琴寄農業委員、清水推進委員と賃借人の_____立会いのもと、現地確認をいたしました。チェックシートに従いまして確認しましたが、問題を生じることが無いことを報告いたします。また周辺地域にも要件を満たしておりました。ご審議をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第11項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第11項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第11項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第12項案件を議題といたします。第12項案件について発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第12項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第12項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第13項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員 (13項の現地調査の結果並びに補足説明)

第13項案件について説明いたします。同じく2月15日に、私と琴寄農業委員、清水推進委員と_____の立会いのもと、現地確認いたしました。チェックシートに従いまして確認しましたが、何ら問題を生ずる恐れはありませんでした。また、周辺地域の要件も満たしておりましたので報告いたします。ご審議をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは第13項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 6番 高橋 宏治 委員

●6番 高橋 宏治 委員

ちなみに9項、11項、13項は何を耕作するのでしょうか。

●1番 刀川 正己 委員
ブルーベリーの予定です。

●6番 高橋 宏治 委員
全筆でですか。

●1番 刀川 正己 委員
そうです。

●6番 高橋 宏治 委員
わかりました。今の農地の状況はどんな感じなのですか。

●1番 刀川 正己 委員
今は、樹木、木が植わっています。

○議長 よろしいですか。

それでは、採決いたします。議案第1号第13項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第13項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは、議案書7ページ 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」ご説明します。2月3日 金曜日締め切りの時点で、8件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (中泉)

譲受人 _____ (福岡県)

(土地の表示)

壬生町大字国谷字_____ 畑 1 4 2 7 m²
太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転

第2項

賃貸人 _____ (東原)

賃借人 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字福和田字_____ 畑 2 8 9 2 . 9 6 m²
園芸用土採取 1年間の賃借権設定

第3項

譲渡人 _____ (安塚一)

譲受人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字_____ 畑 4 6 2 m²
自己用住宅敷地 贈与による所有権移転

第4項

譲渡人 _____ (安塚二)

譲受人 _____ (安塚中央)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字_____ 田 2 6 4 m²
自己用住宅敷地 売買による所有権移転

第5項

賃借人 _____ (国谷新田)

賃借人 _____ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字国谷字_____ 畑 1 3 9 5 m²

壬生町大字国谷字_____ 畑 7 6 6 m²

合計 2 1 6 1 m²

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第6項

賃貸人 _____ (助谷原)

賃借人 _____ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字 _____ 畑 0.46㎡

営農型太陽光発電設備敷地 3年間の賃借権設定

第7項

賃貸人 _____ (鹿沼市)

賃借人 _____ (茨城県)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字 _____ 畑 0.29㎡

営農型太陽光発電設備敷地 3年間の賃借権設定

第8項

賃貸人 _____ (鹿沼市)

賃借人 _____ (埼玉県)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字 _____ 畑 0.32㎡

営農型太陽光発電設備敷地 3年間の賃借権設定

補足ですが、第5項案件 園芸用土採取を目的とした、一時転用でございますが、現地調査の結果、搬出入路は、既存の道路を使うことが難しいとして、新たに搬出入路を確保してから、改めて申請するという事で、この案件については保留という形になります。また、6項、7項、8項案件については、先ほどふれた営農型太陽光発電設備の敷地ではありますが、場所は隣接してしまして、実質一カ所の状態となっております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る2月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 1番 刀川 正己 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 1番 刀川 正己 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、2月15日 水曜日に私と、大橋好一農業委員、高橋敏男農業委員、青木幸一推進委員、木野内佳代子推進委員、田中貴子事務局長、

宇賀神尚係長、齋藤純一主任の8名で調査いたしました。

第1項についてご報告いたします。

申請地は、_____から西に約500mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は近隣で太陽光発電設備を複数管理しており、今回の土地についても迅速な対応が可能であることから、最適地として選定したとのことです。440ワットのパネル216枚、合計出力95.04キロワットの太陽光発電設備を予定しております。事業資金約_____万円は、自己資金で対応します。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定過程において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は、_____から西に約300mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m～2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネットを施します。最大2.7mを掘削し、保安角度45度取る計画になって

おります。採取した園芸用土は、県外の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については、宇都宮市内の(株) _____ から調達予定であります。事業資金 _____ 万円については自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離、保安角度、掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員

間口がずいぶん狭いようですが、保安距離をとると、どのくらい掘削ができるのですか。

●1番 刀川 正己 委員

間口は狭いですが、奥行きが200mで幅が14～15mあります。道路から入るのには問題ないです。

○議長 間口は狭いけれど奥行きがあるので、土も取れるという事でしょう。

●1番 刀川 正己 委員

だいたい3反歩弱の面積があります。

○議長 他にございますか。

それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願

いたします。

●1番 刀川 正己 委員（3項案件について報告）

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は_____から西に約150mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、現在宇都宮市内のアパートで生活していますが、今後子供が産まれた際には、現在の住まいが手狭になることから戸建住宅の建築を検討していました。子育ての面や将来親の面倒を見ることも考え、両親に相談したところ申請地を譲ってもらえることとなり、今回の申請に至ったとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は金融機関からの融資で対応します。また開発許可については、県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置される一般住宅であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員（4項案件について報告）

次に第4項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南西に約400mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、現在町内のアパートで生活していますが、子供の成長に伴い、現在の住まいが手狭になることから戸建住宅の建築を検討していました。子育ての面や将来親の面倒を見ることも考え、実家近くの申請地を最適地として今回の申請に至ったとのこと。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は、金融機関からの融資で対応します。また開発許可については県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定過程において代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 第5項は保留となっておりますので、続いて、第6項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員 (6項案件について報告)

次に第6項案件についてご報告します。

申請地は、_____跡地の西側に位置する農地で、農振農用地に該当します。

営農計画書によると、ブルーベリーを作付予定で、支柱は、3mの高さ、4mの間隔を確保し99本使用するとのこと。660ワットのパネル148枚、

合計出力97.68キロワットの太陽光発電設備を予定しており、パネルによる遮光率は33.9%となります。事業資金_____万円は自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地であります。営農型太陽光発電設備の支柱部分のための一時転用であり、営農計画書及び添付書類から適切な営農が見込まれ、周辺農地の耕作に支障をきたす恐れがないと思われることから、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第7項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員 (7項案件について報告)

次に第7項案件についてご報告します。

申請地は、_____跡地の西側に位置する農地で、農振農用地に該当します。

営農計画書によると、ブルーベリーを作付予定で、支柱は、3mの高さ、4mの間隔を確保し62本使用することです。660ワットのパネル116枚、合計出力76.56キロワットの太陽光発電設備を予定しており、パネルによる遮光率は40%となります。事業資金約_____万円は(株)_____からの借入で対応します。

以上のことから、農振農用地であります。営農型太陽光発電設備の支柱部分のための一時転用であり、営農計画書及び添付書類から適切な営農が見込まれ、周辺農地の耕作に支障をきたす恐れがないと思われることから、調査委員

会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第7項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第8項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員 (8項案件について報告)

次に第8項案件についてご報告します。

申請地は、_____跡地の西側に位置する農地で、農振農用地に該当します。

営農計画書によると、ブルーベリーを作付予定で、支柱は、3mの高さ、4mの間隔を確保し68本使用することです。660ワットのパネル116枚、合計出力76.56キロワットの太陽光発電設備を予定しており、パネルによる遮光率は40%となります。事業資金約_____万円は(株)_____からの借入で対応します。

以上のことから、農振農用地であります。営農型太陽光発電設備の支柱部分のための一時転用であり、営農計画書及び添付書類から適切な営農が見込まれ、周辺農地の耕作に支障をきたす恐れがないと思われることから、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第8項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に日程第4 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは議案書9ページの議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」ご説明いたします。

2月3日 金曜日締め切りの時点で1件の申請がございました。第1項についてご説明します。

第1項

賃貸人 _____ (国谷新田)

賃借人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字国谷字 _____	畑	1160㎡
壬生町大字国谷字 _____	畑	999.70㎡
壬生町大字国谷字 _____	畑	2098.60㎡
壬生町大字国谷字 _____	畑	1075.60㎡
	合計	5333.90㎡

園芸用土採取を目的として、令和4年1月28日付で一時転用許可を受けておりますが、今回、令和6年1月27日までの期間延長を目的とする事業計画の変更申請となっております。説明は以上です。

○議長 ただ今の事務局の説明に関連して、この件については去る2月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 1番

刀川 正己 委員 から現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 1番 刀川 正己 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果をご報告いたします。

現地調査については、第5条の現地調査と同じ2月15日 水曜日に同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

こちらの案件については、令和4年1月28日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。理由書によると、天候不順等により当初のスケジュール通りに作業が進まず、予定していた工事期間内に事業が完了することが出来ていない状況であることから、1年間の期間延長申請となっております。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5 議案第4号 「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案書10ページからの議案第4号、「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権設定等各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規、賃借権分について、議案書11ページのとおり、4件、12筆、面積合計が28,852㎡となっております。

次に利用権の新規、使用賃借権分について、議案書12ページのとおり、3件、6筆、面積合計が12,075㎡となっております。

次に利用権の再設定、使用賃借権分について、議案書13ページから14ページのとおり、10件、17筆、面積合計が27,216㎡となっております。

次に、一括方式の新規、賃借権分について、議案書15ページから43ページのとおり、27件、面積合計が302,261.34㎡となります。

次に一括方式の新規、使用賃借権分について、議案書44ページから46ページになります。4件、面積合計が29,444.14㎡となります。

最後に所有権移転分について、議案書47ページになります。4件、7筆、面積合計が10,672㎡となっております。

以上各案件が農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に日程第6 議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」を議題といたします。農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案書48ページから49ページの議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更のけんについて」ご説明いたします。

今回1件の申請がございました。

（土地の表示）

壬生町大字上稲葉字_____の一部 269㎡

専用住宅敷地のため農用地区域除外を目的とした農業振興地域整備計画の変更となっております。

土地の所有者は、_____さん、利用予定者は、息子の_____さんです。説明は以上です。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る2月15日の調査委員会において調査済みですので、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）について、調査委員長の 7番 琴寄 成人 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 琴寄 成人 委員（標記の件について報告）

議案第5号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について、審査会の審査結果をご報告いたします。

審査等については、2月15日 水曜日に私と、梁島源智会長、篠原正明職務代理、大橋好一委員、大関孝男委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任、農政課 植木克彦係長、沼子真弥主任の10名で行いました。

農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番について、ご報告いたします。

申請地は、_____から北へ約250メートルに位置する農地です。土地の所有者は_____氏で、土地の利用予定者の_____氏が分家住宅用敷地を目的とした除外の申し出となっております。申出人は現在、町内のアパートにて生活しておりますが、子供の成長に伴い、現在の住まいでは手狭になるため、住宅の建築を検討していました。自身が所有する土地はないため、両親が所有する土地を検討したところ、実家の隣接地である当該地を提供してもらえることとなり、他に適した土地がないため、今回の申し出に至ったという事です。

申請地が、周辺農地への影響が少ないこと、また、上水は井戸から給水し、

汚水・雑排水については合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内自然浸透の予定のため、農地の集团的まとまりを阻害する状況にないことから、今回の案件につきましては、農振法第13条第2項の規定にある

- ・農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって農用地区域以外に代替する土地がないこと
- ・農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと
- ・農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
- ・農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと

と
等の農振除外の要件を満たしているものと思われまますので、審査会としましては、農用地区域除外はやむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑にはいりません。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員挙手ですので、議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」は、原案とおりの「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に、日程第7 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号 「非農地証明願いの件について」は、議案書の50ページに3件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方からの現地調査の報告をお願いします。

●6番 高橋 宏治 委員（1項案件について報告）

第1項案件について、中川推進委員立会いのもと、現地確認いたしました。昭和48年以前に建物が建築されて、宅地利用されていることを確認いたしました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に第2項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●4番 大関 孝男 委員（2項案件について報告）

1月13日に測量士の方と廣澤推進委員と現地を確認してまいりました。昭和44年2月頃から、敷地進入路として利用していることを確認してまいりました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に第3項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●1番 刀川 正己 委員（3項案件について報告）

第3項案件について説明します。去る1月27日、私と刀川利夫推進委員と、業者の瀬尾さんで現地確認いたしました。

平成11年ごろから_____併用住宅敷地として利用しているという事で、間違いなことを確認しました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第3項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。

○議長 次に日程第8 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の51ページから52ページに9件がございました。

内容については、記載されている通り、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に日程第9 報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書53ページの2件がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、日程第10 報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の54ページの2件がございました。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に、日程第11 報告第5号「租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受ける、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第5号「租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受ける、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いの件について」は、議案書の55ページから56ページに1件がございました。

内容については、記載のとおりで、令和5年2月1日付で_____氏より、「引き続き農業経営を行っている旨の証明願い」が提出されたため、同日付で書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員

この租税特別措置法の具体的な内容は、どのようなものですか。

●事務局 齋藤主任

農地を相続した際に、相続税の猶予を受けるという事で、平成25年に猶予の適用を受けていたのですが、この猶予を受け続けるために、3年ごとにこの農業を行っている部分の証明が必要であるという事で、今回3年ごとの期間になりましたので、証明願いが提出されました。

●1番 刀川 正己 委員

相続税が適用になっているという事ですか。

●事務局 齋藤主任

相続税の納税の猶予が、適用されるようになります。

●6番 高橋 宏治 委員

対象は、農振農用地区域と調整区域だけでしたっけ。調整区域だけでしたよね。市街化区域は対象ではなく。相続税の納税猶予をだしますと、農業をやめない限りはずっと相続税の猶予が受けられまして、20年間やると免除のなるんでしたっけ。20年間農業を続けると相続税が免除になる規定があります。

○議長 3年ごとに更新していくわけですね。

- 事務局 齋藤主任
そうです。この証明を3年ごとに出していただきます。

- 1番 刀川 正己 委員
市街化区域を持っている場合は？

- 6番 高橋 宏治 委員
市街化区域は対象外です。なっていますか？

- 1番 刀川 正己 委員
猶予になってます。20年過ぎるとただです。

- 6番 高橋 宏治 委員
20年間農業を続けると免除にはなります。

- 議長 市街化区域が免除になってしまったら・・・
それは別のじゃないですか？

- 議長 この件については、次の総会で取り扱いについて何か作って、配ってもらえますか。

- 9番 早乙女 誠 委員
間違いはないんだろうけどもね。

- 2番 大橋 好一 委員
もう少しこういう案件があってもよさそうだと思うのですが。あまり出てこないね。もう少しあってもよい気がしますが。

- 議長 市街化区域の場合は、また別のものがあるんじゃないかな。

- 2番 大橋 好一 委員
市街化区域内の農地は免除される制度がありますよね。

- 9番 早乙女 誠 委員
それは、何年間農地として耕作しますから、税金を免除してください。そういう申請です。その代わりその間は転売できないです。

●6番 高橋 宏治 委員
それがこの申請じゃないかと。

●7番 琴寄 成人 委員
その申請はまだ効力はあるの？

○議長 こういう形で、早乙女委員の申請は出てきたことはないですよ。

○議長 その辺のことを、どのようになっているのか。調べてください。

●6番 高橋 宏治 委員
私も調べてみます。

○議長 この件に関しましては、高橋宏治委員に調べてもらうという事でいいですか。

(全員同意)

○議長 それでは以上で、報告第5号を終わります。

○議長 次に日程第12 報告第6号「旧農地法施行令第15条の2の規定による転用貸付に係る意見書の件について」、事務局より説明をお願いします。

●事務局 詳細について説明（宇賀神尚係長）

本日お配りしました報告第6号の旧農地法施行令第15条の2の規定による転用貸付に係る意見書の件について、ご説明いたします。

現在、町の中泉地区で新産業団地を進めていますが、その予定地内に国有農地が一筆存在することがわかりました。産業団地を整備していくにあたり、その国有農地の名義を壬生町にする必要があるのですが、その際の手続きの方法として、国から町への転用貸付、農地としてではなく公共用必要な施設、今回の場合は道路として使用するという事で、国の方へ申請をして、それをすることにより農林水産省から町の方に〇〇をすることが可能となります。

この方法については宇都宮市で今整備しているLRT事業が、この方法をとってしまして、県の農政課から町の商工観光課に対して、やり方のアドバイス

があったようです。この転用貸付の手続きにつきましては、町の担当課から、町としては借り受ける形になるのですが、借受の申し込みを、県に対して行います。その際に町の農業委員会を経由して、農業委員会の意見書を添付することになっています。

一応その国有農地を転用するというので、今回の資料としたのですが、農業委員会として意見を出すにあたり、今回の総会でご報告いたします。

説明は以上になります。

○議長 　ただ今の報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。なかなか難しい説明だったのですが。

●2番 　大橋 好一 委員
場所はどこへんなのですか。地図でもあれば、わかるのだが。

●1番 　刀川 正己 委員
ファナックの近く？

○議長 　ファナックの南側ですよ。

●5番 　篠原 正明 委員
ファナックの反対側でしょ。

○議長 　工業団地ができる敷地内の一部が、そういう国有地があります。今説明のあった方法でやればよいという事ですよ。

●事務局 　宇賀神尚係長
町に対して名義を移すことが出来るという事です。

●2番 　大橋 好一 委員
そこは県の土地なの？

●事務局 　宇賀神尚係長
国の土地です。

○議長 　国有地です。それを説明したとおりにやれば、スムーズに名義が変わる。

●9番 早乙女 誠 委員
国有地の払い下げですよね。

●事務局 宇賀神尚係長
農地としての用途廃止という形をとって、その後に払い下げを受けられると
いう事です。

○議長 よろしいですか。以上で報告第6号を終わります。

○議長 次にその他の件についてお願いします。
まず税務課の資産税係の方から依頼があります。

●税務課 依頼について説明（東川係長・大川主事）
「令和6年度固定資産税評価替えに伴う農地等の推定価格の調査について」
説明と依頼
農業委員会農政特別委員会委員、清水委員、琴寄委員へ資料配布
3月10日までに、税務課又は農業委員会へ提出

○議長 次に事務局からお願いします。

●事務局 松本主事

- ・令和4年度全国農業新聞購読料について
農業委員 2月分報酬から控除
1年間分購読料 8,400円
農地利用最適化し新委員
1月分報酬から上半期分控除 4,200円
2月分報酬から下半期分控除 4,200円
- ・令和5年度農業委員会総会・現地調査等予定表について
- ・令和3年中の全国農業新聞普及拡大対策特別金について

- 議長 あと皆さんから何かありますか。
なければ、以上を持ちまして、第32回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。たいへんお疲れ様でした。

【午前11時50分閉会】

会長 梁島 源智

7番 琴高 成人

8番 清水 利通